

芦北町国土強靱化地域計画

(2020～2024)

令和2年3月
芦北町

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 3
- 2 計画の位置付け 3
- 3 地域防災計画との役割分担 4
- 4 計画期間 4

第2章 芦北町の地域特性

- 1 地理的特性 5
- 2 気候と降水量 5
- 3 災害リスク 6
 - (1) 風水害
 - (2) 地震災害

第3章 基本的な考え方

- 1 基本目標 7
- 2 事前に備えるべき目標 7
- 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 7
- 4 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針 9
- 5 芦北町国土強靱化地域計画体系図 10

第4章 地域計画の推進方針

0 共通事項

- (1) 共通事項 13

1 人命の保護 17

- (1) 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 17
- (2) 津波・高潮等による多数の死傷者の発生 19
- (3) 台風や集中豪雨等による住宅密集地の浸水 19
- (4) 土砂災害等による多数の死傷者の発生 20
- (5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生 21

2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応 22

- (1) 食料・飲料水等物資供給の長期停止 22
- (2) 長期にわたる孤立集落等の発生 24
- (3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 26
- (4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 27
- (5) 疫病・感染症等の大規模発生 29
- (6) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺 30

(7) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	3 2
3 行政機能の確保	3 3
(1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3 3
4 情報通信機能の確保	3 4
(1) 情報通信の麻痺・長期停止	3 4
(2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	3 5
5 地域経済活動の維持	3 5
(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	3 5
(2) 重要な産業施設等の損壊、火災、爆発等	3 6
(3) 交通インフラネットワークの機能停止	3 6
(4) 食料等の安定供給の停滞	3 7
(5) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下	3 8
6 ライフラインの確保及び早期復旧	3 9
(1) 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	3 9
(2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	4 0
(3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	4 1
(4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	4 2
7 二次災害の防止	4 2
(1) 住宅密集地での大規模火災の発生	4 2
(2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	4 3
(3) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による 二次災害の発生	4 4
(4) 有害物質の大規模拡散・流出	4 5
(5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	4 5
(6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	4 7
8 迅速な復旧・復興	4 7
(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が 大幅に遅れる事態	4 7
(2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	4 9
(3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	5 0
(4) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	5 2
(5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	5 4
(6) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	5 5
第5章 地域計画の推進方針	
1 推進方針	5 6
2 計画の推進	5 6

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成23年3月の東日本大震災により未曾有の甚大な被害を経験し、これを踏まえて平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」が策定され、また、熊本県においては平成29年10月に「熊本県国土強靱化地域計画」が策定された。

こうした中、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」においては、わずか28時間の間に、2度にわたり震度7の激しい地震が熊本の地を襲った。熊本地震では、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に、多くの尊い命が失われ、家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害がもたらされた。

本町ではこのような中、災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできました。

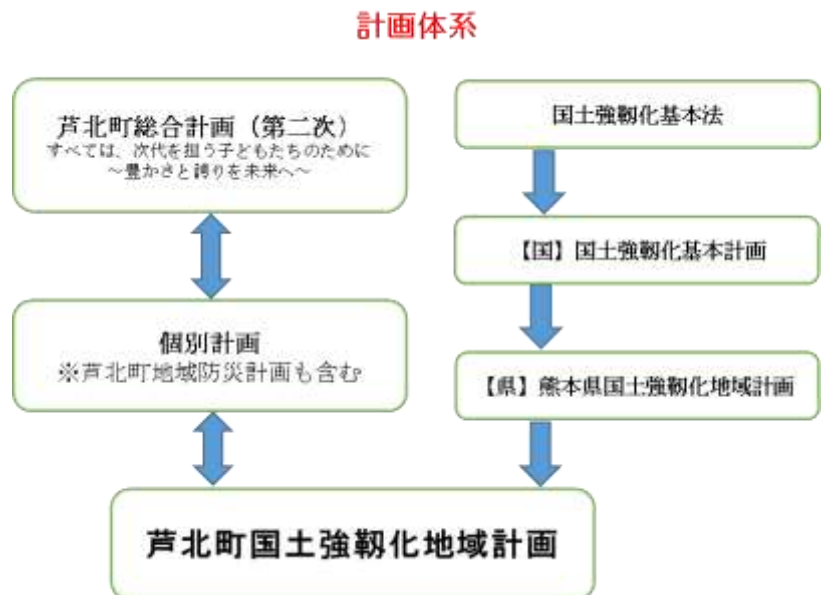
今後いつ起こるかもしれない大規模災害に対して、最大限備えることを目指し、熊本地震を教訓に組織的、計画的に芦北町の強靱化を推進し、安全・安心なまちづくりを行っていくため、芦北町国土強靱化地域計画を策定する。

2 計画の位置付け

「国土強靱化基本法」第13条の規定に基づき、本町における地域強靱化の指針として、国土強靱化基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画、芦北町総合計画（第二次）との調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものである。

計画は、概ね5年程度を見通して作成し、計画の進捗状況を毎年把握するとともに、必要に応じ見直すものとする。

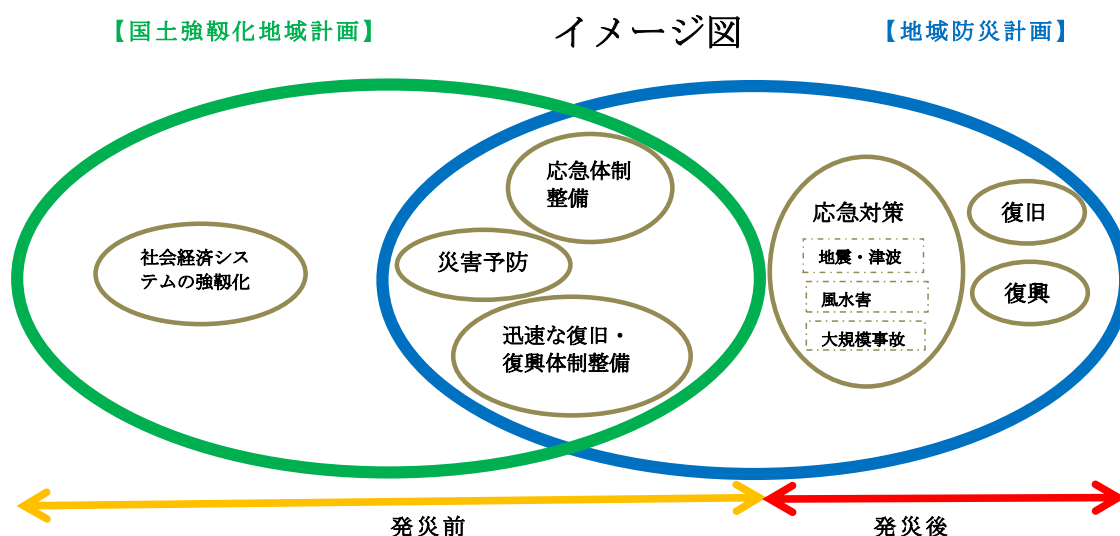
なお、対象とするリスクとしては、自然災害のほかに、テロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、国の策定している国土強靱化基本計画及び県の策定している熊本県国土強靱化地域計画のいずれも、大規模な自然災害を対象としていることから、本計画においても、大規模な自然災害を対象として策定する。



3 地域防災計画との役割分担

地域防災計画は、地震や風水害などのリスクを想定し、そのリスクごとに計画を策定するものであることに対し、国土強靱化地域計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪の事態に陥ることを避けるための「強くてしなやか」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

	国土強靱化地域計画 (包括的な計画)	地域防災計画 (具体的な計画)
特徴	平時の備えを中心とした、まちづくりの視点を併せ持つ、ソフト・ハード両面での包括的な計画	災害予防や災害発生時・発災後の応急対策、復旧・復興対策を中心として、対処策を取りまとめた計画
検討アプローチ	<u>自然災害全般について検討</u> ● 地震、 ● 風水害 ● 火山噴火 等	<u>災害の種類ごとに対策を検討</u> (1) 地震 (2) 風水害 (3) 原子力災害 等
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する <u>国土強靱化基本法</u>	<u>災害対策基本法</u>



4 計画期間

本計画の内容は、国の基本計画に準じて概ね5年ごとに見直すこととし、今回の計画期間については、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、社会情勢や国の動向の変化により、随時見直すこととする。

第2章 芦北町の地域特性

1 地理的特性

芦北町は、熊本県の南部に位置し、総面積 233.98 平方キロメートルの約 80% に緑豊かな山々が連なり、本町最高の大関山（標高 902m）を源とする清らかで豊富な水が不知火海（八代海）に注いでいる。西方に開けた芦北海岸は天草の島々を望み、県立自然公園指定の美しいリアス式海岸を形成し、温暖な気候は、甘夏みかんやデコポンの産地として知られている。

隣接市町村は、南に津奈木町と水俣市、東は球磨川を境に球磨村、北は八代市に隣接している。

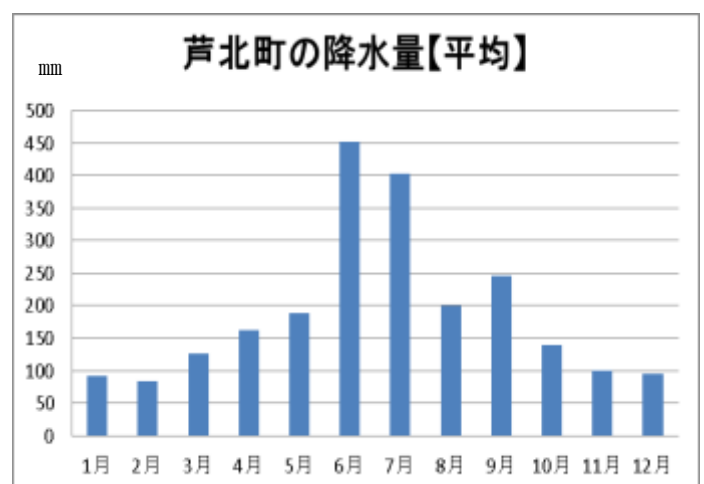
交通面では、町を南北に縦断する国道 3 号を主要道路、肥薩おれんじ鉄道を主要交通機関とし、南九州西回り自動車道では田浦インターと芦北インターが玄関口となっている。



2 気候・降水量

天草・芦北地方は、天草灘・八代海に面した海洋性気候である。海岸一帯と山間地帯とでは幾分異なり、海岸地帯は、暖流の影響により暖かく、ほとんど無霜地帯であるが、山間地帯は、降雨量も多く比較的冷涼である。

また、芦北町は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。特に、梅雨時期の降水量は多くたびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。



3 災害リスク

(1) 風水害等

本町の過去の気象災害のうち、特に被害が大きいのは大雨及び台風である。これは、6月～8月にかけて年間降水量の約半分を占めるような大雨が降ることが多く、また、九州の南部に位置する本町は、台風の通り道にあり、勢力が強い段階で猛威にさらされやすいことが最大の原因である。

また、近年はさらに線状降水帯などにより激しい雨が長時間継続するような、数十年度に一度と言われる豪雨が各地で発生している。

特に、山間部で大雨による土砂崩れ、沿岸部で高潮による浸水被害が近年多発しているため、事前のハード対策が重要となっている。

(2) 地震災害

本県に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府－万年山断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

特に、本町への影響が大きい日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされているため、熊本地震あるいはそれ以上の地震への警戒が必要である。

主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯（宇土半島北岸区間）	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（宇土区間）	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（布田川区間）	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯（八代海区间）	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯（日奈久区间）	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯（高野－白旗区間）	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯（別府湾－日出生断層帯/東部）	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯（別府湾－日出生断層帯/西部）	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府・万年山断層帯（大分平野－湯布院断層帯/東部）	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府・万年山断層帯（大分平野－湯布院断層帯/西部）	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府・万年山断層帯（野稲岳－万年山断層帯）	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3%（最大2.6%）
別府・万年山断層帯（崖平山－亀石山断層帯）	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

〔出典：主要活断層の長期評価結果一覧（2017年1月1日での算定）【都道府県別】（地震調査研究推進本部地震調査委員会）〕

第3章 基本的な考え方

1 基本目標

本町の目指すまちの姿「安全・安心な町」、国土強靱化基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画に示す基本目標を踏まえ、本町の強靱化の基本目標を次のとおりとする。

- ①町民の生命を守ること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、あらゆるリスクを見据えつつ、どのような事が起ころうとも最悪な事態に陥る事を避けるための強靱な行政機能や地域社会、地域経済の構築に向け、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

- ①人命の保護
- ②救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- ③行政機能の確保
- ④情報通信機能の確保
- ⑤地域経済活動の維持
- ⑥ライフラインの確保及び早期復旧
- ⑦二次災害の防止
- ⑧迅速な復旧・復興

3 リスクシナリオ

① 想定リスク

町民の生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとして、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象を想定し、本計画においては、国の国土強靱化基本計画及び熊本県国土強靱化地域計画と連携を図りながら、まずは町で起こる可能性のある大規模自然災害を町の防災計画を参考にして設定を行っている。

②「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性の評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされている。本町では、地域特性を考慮して、8の「事前に備えるべき目標」の妨げとなる、36の「起きてはならない最悪の事態（以下、「リスクシナリオ」という。）」を設定した。

本町のリスクシナリオ

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	(1) 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	(2) 津波・高潮等による多数の死傷者の発生
	(3) 台風や集中豪雨等による住宅密集地の浸水
	(4) 土砂災害等による多数の死傷者の発生
	(5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	(1) 食料・飲料水等物資供給の長期停止
	(2) 長期にわたる孤立集落等の発生
	(3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	(4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	(5) 疫病・感染症等の大規模発生
	(6) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	(7) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
3 行政機能の確保	(1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 情報通信機能の確保	(1) 情報通信の麻痺・長期停止
	(2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
5 地域経済活動の維持	(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	(2) 重要な産業施設等の損壊、火災、爆発等
	(3) 交通インフラネットワークの機能停止
	(4) 食料等の安定供給の停滞
	(5) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
6 ライフラインの確保及び早期復旧	(1) 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止
	(2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
	(3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	(4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7 二次災害の防止	(1) 住宅密集地での大規模火災の発生
	(2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	(3) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	(4) 有害物質の大規模拡散・流出
	(5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	(6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 迅速な復旧・復興	(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	(4) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(6) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針

設定した36の「リスクシナリオ」ごとに、関連する現行施策を調査し、その進捗状況や課題を整理した。なお、進捗状況を把握するために、取組を反映する具体的な数値データを収集した。

その結果を踏まえて、リスクシナリオを回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である、リスクシナリオごとの「脆弱性評価」を行った。

この「脆弱性評価」をもとに「施策の推進方針」を設定し、個別施策の進捗状況を把握するため、現状の数値データなどを参考に、できる限り具体的な数値目標を「KPI（重要業績指標）」として設定した。

なお、本計画に掲載する目標は、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に係る努力目標であり、計画策定後においても、状況変化等に対応して、適切な目標値の見直しや新たな設定を行う。

1. 現行施策の進捗状況・課題の整理

リスクシナリオごとに、本町防災の基本となる「芦北町地域防災計画」での取組を中心に、町の各課等が実施している施策を調査・整理。



2. 脆弱性の課題の検討・評価

リスクシナリオを回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である「脆弱性評価」を実施。



3. 施策の推進方針の設定

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ別に取り組むべき施策の推進方針を設定。

芦北町国土強靱化地域計画体系図①

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野別施策
0 共通事項	(1) 共通事項	① 災害対応業務の標準化・共有化
		② 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達
		③ 防災訓練の実施
		④ 避難勧告等の適切な発令
		⑤ 自主防災組織の活動の強化
		⑥ 過去の教訓や経験の伝承
		⑦ 公共施設等の防災機能強化(耐災性、耐震性等)
		⑧ 円滑な避難のための災害に強い道路整備
		⑨ 救助・救急、物資輸送及び医療活動の支援ルート確保に向けた道路整備
1 人命の保護	(1) 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生(住宅密集地及び不特定多数施設を含む。)	① 住宅・建築物の耐震化
		② 火災の拡大防止
		③ 家庭・事業所における地震対策
		④ 医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止
		⑤ 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止
		⑥ 消防水利の整備・維持管理
	(2) 津波・高潮等による多数の死傷者の発生	① 海岸保全施設の整備等
		② 迅速な避難のための体制整備等
	(3) 台風や集中豪雨等による住宅密集地の浸水	① 浸水被害の防止に向けた河川整備等
		② 事前予測が可能な災害への対応
	(4) 土砂災害等による多数の死傷者の発生	① 山地・土砂災害対策の推進
		① 通信手段の機能強化
2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	(1) 食料・飲料水等物資供給の長期停止	② 要支援者対策の推進
		③ 観光客の安全確保等
		④ 外国人に対する情報提供の配慮
		⑤ 学校の災害対応の機能向上
		⑥ 医薬品・医療機器等の確保対策
		① 孤立集落対策の推進
	(2) 長期にわたる孤立集落等の発生	② 防災拠点等への再エネ設備等の導入
		③ 地域コミュニティの維持
		④ 山地・土砂災害対策の推進
		⑤ 農業用排水施設の更新整備及び保全管理
		① 消防施設の耐災性の強化
	(3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	② 消防の災害対処能力の強化
		③ 消防学校での教育の充実
		④ 応援体制の整備・構築
		⑤ 消防団における人員、資機材の整備促進
		⑥ 熊本DMATの受け入れ体制構築
	(4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	① 医療救護活動の体制整備
		② 応援体制の整備・構築
		③ 災害時健康危機管理支援チームとの連携体制の構築
		④ 広域医療搬送拠点の整備
		⑤ 実働機関のヘリコプターの活用

芦北町国土強靱化地域計画体系図②

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野別施策
2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	(5) 疫病・感染症等の大規模発生	① 感染症の発生・まん延防止
		② 避難所等の保健衛生・健康対策
		③ 生活用水の確保
		④ 下水道ＢＣＰの充実
	(6) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺	① 指定避難所等の定期的な見直し
		② 指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化
		③ 指定避難所等の周知徹底
		④ 避難所運営体制の構築
		⑤ 避難所等の保健衛生・健康対策
		⑥ 福祉避難所の円滑な運営
		⑦ 熊本ＤＣＡＴの受け入れ体制構築
		⑧ 指定避難所以外の被災者の把握体制
		⑨ エコノミークラス症候群の予防
		⑩ 災害時の活動拠点等の整備
	(7) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	① 燃料等のエネルギー供給体制の構築
		② エネルギー供給に向けた道路整備
3 行政機能の確保	(1) 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	① 業務継続可能な体制の整備 ② 発災直後の職員参集及び対応体制の整備 ③ 応援体制の整備・構築 ④ 職員の安全確保に関する意識啓発
4 情報通信機能の確保	(1) 情報通信の麻痺・長期停止	① 防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進 ② 通信手段の機能強化 ③ 消防の通信基盤等の強化
	(2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	① 郵便事業の継続に向けた道路整備
5 地域経済活動の維持	(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	① 商工団体等との連携 ② 道路情報の迅速かつ正確な提供
	(2) 重要な産業施設等の損壊、火災、爆発等	① 特定事業者及び防災関係機関との連携等
	(3) 交通インフラネットワークの機能停止	① 交通ネットワークの確保に向けた道路整備
	(4) 食料等の安定供給の停滞	① 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備
		② 応援体制の整備・構築
		③ 国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備
		④ 家庭や事業所における備蓄の促進
		⑤ 災害時の活動拠点等の整備
	(5) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下	① 農地・農業用施設の保全
		② 農業施設の耐候性等の強化
		③ 漁港の防災対策
		④ 共済加入の促進
6 ライフラインの確保及び早期復旧	(1) 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止	① 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化 ② 防災拠点等への再エネ設備等の導入 ③ 燃料等のエネルギー供給体制の構築
	(2) 上水道等の長期間にわたる供給停止	① 水道施設の耐震化等 ② 応急給水体制の整備 ③ 生活用水の確保 ④ 上水道ＢＣＰの策定
	(3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	① 下水道施設等の耐震等 ② 浄化槽の整備等 ③ 下水道ＢＣＰの充実
	(4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	① 公共交通機関に係る情報体制の整備 ② 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備

芦北町国土強靱化地域計画体系図③

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	分野別施策
7 二次災害の防止	(1) 住宅密集地での大規模火災の発生	① 火災の拡大防止 ② 消防の災害対処能力の強化 ③ 応援体制の整備・構築 ④ 消防団における人員、資機材の整備促進
	(2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	① 沿道建築物の耐震化、通行空間の確保 ② 被災建築物等の迅速な把握 ③ 交通安全施設の耐震化等
	(3) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	① 農業用ため池等の維持管理・更新 ② ダム・砂防施設の維持管理・更新 ③ 道路防災施設の維持管理・更新
	(4) 有害物質の大規模拡散・流出	① 有害物質（アスベスト等）対策
	(5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	① 農業生産基盤の整備及び保全管理 ② 鳥獣被害対策の推進 ③ 適切な森林整備の推進 ④ 山地・土砂災害対策の推進 ⑤ 中山間地域の振興
	(6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	① 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備
8 迅速な復旧・復興	(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 町災害廃棄物処理計画の策定 ② 仮置場の選定 ③ 関係団体等との連携
	(2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成 ② 建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化 ③ 学校における人材の育成 ④ 災害ボランティアとの連携 ⑤ 罹災証明書の速やかな発行 ⑥ 被災建築物等の迅速な把握
	(3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	① 罹災証明書の速やかな発行 ② 応急仮設住宅の迅速な提供 ③ 地籍調査の実施 ④ 災害ボランティアとの連携 ⑤ 相談体制の整備 ⑥ 商工団体等との連携
	(4) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 地域における共助の推進 ② 自主防犯・防災組織等のコミュニティの強化 ③ 地域と学校の連携 ④ 地域コミュニティの維持 ⑤ 消防団における人員、資機材の整備促進 ⑥ 応援体制の整備・構築
	(5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 迅速な復旧・復興に向けた道路整備 ② 災害時の交通安全対策
	(6) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 浸水対策、流域減災対策

第4章 脆弱性評価及び対応方策

本町は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は高潮による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、脆弱性の評価を行い、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

0 共通事項

(1) 共通事項

① 災害対応業務の標準化・共有化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。	関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。 また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。	○ 非常時優先業務（BCP）の作成・更新 ○ 関係機関と連携した災害対応を行うためのタイムラインの作成・整備

② 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。	住民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から町が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。	○ 防災行政無線及びJアラート・Lアラートを活用した情報伝達訓練の実施

③ 防災訓練の実施

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。	災害時の初動対応力を強化するため、洪水、高潮、土砂災害の想定や、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、地域住民・自主防災組織等が参加する防災避難訓練など様々な災害を想定した訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化を図る。 また、防災訓練の実施にあたっては、防災週間や防災月間等を通じ、積極的かつ継続的に実施するとともに、実践的な訓練内容となるよう努める。	○ 災害対応業務の習熟 ○ 関係機関との連携強化

④ 避難勧告等の適正な発令

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。 また、避難勧告等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておく必要がある。	防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を住民へ確実に伝達するため、報道機関等との連携体制を構築するとともに、防災無線等を通じて、迅速かつ的確に災害情報を周知・伝達する。また日頃から、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。 避難勧告等の発令・伝達に関する判断基準については、国のガイドラインを参考にマニュアルを整備し、適切に避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、体制の構築に努める。	○ 気象台等との連携体制構築 ○ 避難勧告発令判断基準マニュアルの作成及び住民への周知・啓発

⑤ 自主防災組織の活動の強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
自主防災組織の未結成地区の解消を図るとともに、芦北町自主防災組織連絡会を通じて各自主防災組織の活動支援に努める必要がある。	自主防災組織ごとに、活動目標の検討や地区防災計画の策定に取り組む等活動の活性化につなげる手段等の検討に努める。	○ 自主防災組織への支援 ○ 自主防災組織との連携強化

⑥ 過去の教訓や経験の伝承

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。	大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった地震・津波等の大規模災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、町民による災害教訓を伝承する取組を支援する。 収集した資料等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。	○ 過去の災害の適切な保存・管理・伝承

⑦ 公共施設等の防災機能強化（耐災性、耐震性等）

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害を及ぼすことが想定されるため、公共施設等の耐震化等を推進する必要がある。 また、火災による施設の物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上が必要である。	公共施設等の耐震化に向け、優先順位を定めたうえで、国の補助制度等を活用し、計画的な耐震診断・耐震改修を行う。老朽化した公共施設等については、利用状況や機能集約の可否等を勘案したうえで、施設の改修・集約・統合、廃止等も含めて検討する。 また、火災を防止するため、芦北消防署を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。	○ 公共施設等の耐震化及び消防設備の維持管理 ○ 天井脱落防止 ○ 老朽化施設、改修及び解体

⑧ 円滑な避難のための災害に強い道路整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。	大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。 大規模な災害時に地域が孤立化した場合に備え、代替輸送路や避難路として活用可能な町道、林道、農道の整備及び維持管理に努める。	○ 道路の計画的な整備 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ 代替輸送路や避難路の検討等 ○ 林道の補修・修繕を行うことで、適正な維持管理を図る。 ○ 林道橋梁の個別計画に基づき長寿命化を図る。 ○ 災害時の迂回路としても効果の期待できる林道の整備、開設を行う。 ○ 農道の補修、修繕を行うことで適正な維持管理を図る。 ○ 広域農道、農道、橋梁、トンネルの点検、診断を行い長寿命化を図る。 ○ 災害時の避難路としても効果の期待できる農道の整備、開設を行う。 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新

⑨ 救助・救急、物資輸送及び医療活動の支援ルート確保に向けた道路整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。	大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。 大規模な災害時に地域が孤立化した場合に備え、代替輸送路や避難路として活用可能な町道、林道、農道の整備及び維持管理に努める。	○ 道路の計画的な整備 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ 代替輸送路や避難路の検討等 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新

1 人命の保護

(1) 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
本町の住宅・建築物の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。	在宅・建築物安全ストック形成事業等を活用した支援を推進し、民間住宅・建築物の耐震化を促すことにより、安全確保を図る。 平成 29 年 11 月に改正した「芦北町耐震改修促進計画」の推進、必要に応じて計画の見直しを行う。	○ 住宅・建築物の耐震診断、設計・監理、耐震改修（建替え、除去も含む） ○ 「芦北町耐震改修促進計画」の推進、住宅・建築物の耐震化の計画的実施の誘導、必要に応じた計画の見直し

② 火災の拡大防止

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。	住宅等における住宅用火災報知器や消火器、感電ブレーカー等の設置を促す。	○ 家庭における防火用設備の普及

③ 家庭・事業所における地震対策

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。	各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練(シェイクアウト訓練)を実施する。	○ 定期的な防災訓練の実施 ○ 自主防災組織が実施する自主的な訓練の支援

④ 医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊や火災等により、入所者等の自ら避難することが困難な方の被害の拡大や施設の機能停止が起こるおそれがあることから、施設の耐震化や防火対策を促進する必要がある。	大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。	○ 施設の耐震化及び天井脱落防止等の対策やスプリンクラー設置の啓発活動

⑤ 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。	不特定多数の者が利用する建築物に対する耐震化を国の住宅・建築物安全ストック形成事業等の補助制度を活用し支援を進める。 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、芦北消防署を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。	○ 公共施設等の建築物を耐震化するための支援 ○ 火災を防止するため、芦北消防署を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

⑥ 消防水利の整備・維持管理

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害発生時、水道施設の破壊等により、消火栓が断水または極度の機能低下が予想されるとともに、狭あい道路に面する消防水利についても、倒壊建物等による通行障害のために使用不能となることが予想されるため、引き続き、地震や火災等の災害時に適切に水利を使用できるよう、整備及び維持管理を行うとともに、耐震性を有する水利を整備する必要がある。	火災等の災害時に適切に水利を使用できるよう、引き続き、消防水利の整備及び維持管理を行うとともに、新設する防火水槽については、耐震性能を有する防火水槽を整備する。また、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、総合危険度の高い地域の整備・充実に努める。	○ 消防水利の整備及び維持管理

（２）津波・高潮等による多数の死傷者の発生

① 海岸保全施設の整備等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
台風時の高潮・大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤等、海岸保全施設の整備・維持管理を着実にを行う必要がある。	津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、防潮堤等、海岸保全施設の計画的な整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。	○ 老朽化した施設の更新（県事業との連携） ○ 海岸の機能診断調査を行い今後の保全修繕計画、必要な工事費用の積算等長期を見込んだ計画を作成する。

② 迅速な避難のための体制整備等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
津波・高潮等による建築物の損壊・浸水や避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要がある。	津波・高潮の浸水が想定されている地域において、避難場所への避難手順、避難路、避難方法（原則徒歩）等を記載した防災マップの啓発を図るとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。 また、過去の津波・高潮災害時の伝承と教訓を踏まえた防災講座や訓練等を通じた意識啓発を図る。	○ 芦北町総合防災マップの整備

（３）台風や集中豪雨等による住宅密集地の浸水

① 浸水被害の防止に向けた河川整備等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。	大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、町民の避難対策への活用を促す。 また、浸水想定区域図を想定し	○ 県、町管理河川の河川掘削及び改修 ○ 河川施設（水門、排水機場、護岸等）の老朽化対策

	得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、ハザードマップを活用するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。さらに、県と連携し、水防災意識の向上に向けた取組みを進める。	
--	---	--

② 事前予測が可能な災害への対応

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。	大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。	○ 危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発

（４）土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 山地・土砂災害対策の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。	大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、県と連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進め、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行い、土砂災害特別警戒区域内に居住する町民の安全な場所への移転を促進する。	○ 急傾斜地への擁壁等設置（県事業）との連携 ○ 砂防ダム等設置事業（県事業）との連携 ○ 土砂災害特別警戒区域等からの移転事業（県事業）との連携 ○ 山地災害の防止のため治山施設を整備するとともに、防災林の造成、整備を行う。

（５）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生

① 通信手段の機能強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、通信施設が被災し、町や県の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。	大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、町と消防本部との連携体制を平時から強化し、有事の際の円滑な情報共有を図る。	○ 消防通信システムの強化 ○ 非常用電源の整備 ○ 通信手段の多様化

② 要支援者対策の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、支援体制の充実を図る必要がある。	避難行動要支援者が確実に避難できるよう、定期的な避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。	○ 避難行動要支援者名簿の追加及び個別計画の策定の推進

③ 観光客の安全確保等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。	災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。	○ 避難訓練、防災教育の実施 ○ 施設の防災機能の向上

④ 外国人に対する情報提供の配慮

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。	災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等、わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。	○ 防災情報の多言語化（災害時多言語表示シートの活用） ○ C I R 等による避難所での通訳

⑥ 学校の災害対応の機能向上

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。	災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。	○ 防災計画、要配慮者利用施設に係る避難確保計画の策定。 ○ 情報収集、保護者連絡、住民協力依頼、避難誘導等対応要員等の指定による人材育成。

2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

(1) 食料・飲料水等物資供給の長期停止

① 家庭や事業所における備蓄の促進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。	大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。	○ 食料・飲料水等備蓄の必要性の啓発

② 町での備蓄の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、町において必要な備蓄を行う必要がある。	大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、町の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。	○ 食料、飲料水等の備蓄の確保

③ 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、町の備蓄だけでは食料等が不足するおそれがある。	大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、民間企業等との連携体制を構築する。	○ 食料、飲料水等の供給体制の構築

④ 国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模な災害時における全国各地からの救援物資等の受援体制の検討、後方支援拠点としての機能強化等に努める必要がある。	大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。	○ 供給体制の多重化・強化

⑤ 水道施設の耐震化等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐震性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。	水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町等におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画を策定し、水道施設の耐震化を促進する。	○ 水道施設の耐震化

⑥ 医薬品・医療機器等の確保対策

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。	大規模災害時に医薬品・医療機器等の確保が図れるよう、熊本県等との連携体制を構築する。	○ 水俣・芦北地域災害保健医療対策会議（災害発生時の保健医療体制の整備に係る協議等）への参加、関係機関との連携体制を強化する。

（２）長期にわたる孤立集落等の発生

① 孤立集落対策の発生

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
土砂災害等による道路の寸断や河川の増水等により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、孤立集落対策に取り組む必要がある。	土砂災害危険箇所と集落及び道路配置状況から、土砂災害などが発生した場合に孤立化することが想定される地区を事前に把握するよう努める。 中山間地等で、土砂災害等による輸送路の途絶などによる孤立化が想定される地区においては、特に防災備蓄倉庫の整備に努める。	○ 道路の計画的な整備 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新 ○ 代替輸送路や避難路の検討等 ○ 孤立集落発生時の対応手順の確立 ○ 情報伝達体制の構築 ○ 防災備蓄倉庫の整備

② 防災拠点等への再エネ設備等の導入

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。	大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。	○ 自立・分散型エネルギーの導入

③ 地域コミュニティの維持

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。	災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。	○ 共助強化のためのコミュニティ活動の支援

④ 山地・土砂災害対策の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。	土砂災害による危険から町民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する町民の安全な場所への移転を促進する。	○ 急傾斜地への擁壁等設置（県事業）との連携 ○ 砂防ダム等設置事業（県事業）との連携 ○ 土砂災害特別警戒区域等からの移転事業（県事業）との連携 ○ 山地災害の防止のため治山施設を整備するとともに、防災林の造成、整備を行う。

⑤ 農業用排水施設の更新整備及び保全管理

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設、保安林及び砂防施設の整備が必要である。	浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場をはじめとする農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。	○ 農地の大区画化や用排水改良、暗渠排水の整備を行い適正な施設整備に取り組む。

（３）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防施設の耐災性の強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である消防施設の耐災性を強化する必要がある。	大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。	○ 消防施設の耐震化 ○ 非常用電源設備の促進

② 消防の災害対処能力の強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。	大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。	○ 人員確保 ○ 資機材の充実 ○ 訓練の実施

③ 消防学校での教育の充実

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
消防職員の若年化が進んでおり、経験・ノウハウの不足等により様々な災害時に迅速かつ的確な活動ができないおそれがあることから、若手消防職員の活動能力の向上を図る必要がある。	若手消防職員の活動能力の向上を図るため、消防学校での教育の充実や、大規模災害等を想定した実践的な訓練体制の整備を進める。	○ 消防学校での教育の充実 ○ 訓練体制の整備

④ 応援体制の整備・構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。	大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。	○ 受援体制の整備 ○ 活動拠点の確保

⑤ 消防団における人員、資機材の整備促進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあること	地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対す	○ 消防団員の確保・支援対策

から、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。	る企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。	
--	--	--

⑥ 熊本DMATの受け入れ体制構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、医療機関の被災や大量の要救助者の発生により救助・救急活動の不足や遅れの生じるおそれがあることから、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本DMAT）の受け入れ体制の整備を行う必要がある。	災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本DMAT）の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。	○ 専門的な研修の受講 ○ 訓練への参加 ○ 被災により新たに発生する業務の洗い出しと整理 ○ 医療チームに依頼する業務内容の検討 ○ 医療チームの受援窓口の整備

（４）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

① 医療救護活動の体制整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。	医療救護活動が円滑に行われるよう、県内公的病院災害ネットワーク、水俣市芦北郡医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他の関係機関の協力により、初動医療体制の整備、医薬品の確保等を推進する。	○ 三師会連絡会議での災害対策に関する協議 ○ 水俣・芦北地域災害保健医療対策会議（災害発生時の保健医療体制の整備に係る協議等）への参加、関係機関とのネットワーク及び情報連絡網の確立

② 応援体制の整備・構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するお	大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制を整備す	○ 受援体制の整備 ○ 活動拠点の確保

それがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。	るとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。多くの応援部隊を受け入れるため、宿営地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。	
--	---	--

③ 災害時健康危機管理支援チームとの連携体制の構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、病院の被災や医師等の負傷により公衆衛生対策に遅れの生じるおそれがあることから、医療機関等で災害関連業務を補完し合う仕組みが必要である。	大規模災害時、町の保健部局において医療救護等に必要な情報収集や他市町村及び各種支援団体の調整を行うため、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた災害時健康危機管理支援チームの受入体制を整備する。	○ 災害時保健活動マニュアルの作成 ○ 水俣・芦北地域災害保健医療対策会議への参加 ○ 三師会連絡会議での災害対策に関する協議

④ 広域医療搬送拠点の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、重症患者等を被災地域外の医療機関へ搬送できる体制を整備する必要がある。	大規模災害発生時の保健医療活動が円滑に行われるよう、県が行う水俣・芦北地域災害保健医療対策会議を通して、関係機関との連携体制を整備する。	○ 水俣・芦北地域災害保健医療対策会議の参加、EMISによる医療機関の状況把握訓練への参加

⑤ 実働機関のヘリコプターの活用

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できない恐れがあることから、実働機関のヘリの効率的な運用が必要である。	大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、病院のヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。	○ ヘリポートの確保

(5) 疫病・感染症等の大規模発生

① 感染症の発生・まん延防止

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。	浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。	○ 避難所における感染予防チェックリストや体調不良者への対応マニュアルの作成 ○ 煙霧機械消毒機の備品管理 ○ 薬剤及び消毒用石灰の備蓄

② 避難所等の保健衛生・健康対策

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。	災害時に設置される避難所について、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防などの多様な視点に配慮し、避難所における災害時の健康管理や栄養管理、感染症予防、環境整備などの保健活動についてマニュアルを作成し、体制を整備する。	○ 災害時保健活動マニュアルの作成 ○ 災害時保健活動に用いる啓発資料等の作成 ○ 避難所における感染予防チェックリストの作成

③ 生活用水の確保

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。	上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努める。 水源地（配水池）は、地震等の災害時において給水拠点となる重要な施設であることから、耐震化等適切に整備を図り、飲料水の確保に努める。また、生活水の補給給水源として小・中学校等のプール水を活用する。 災害そのものの被害は免れても、その後の生活に困らないような備えを、各家庭でしておかなければならない。そのため、各家庭においては、飲料水、生活水を備蓄しておくよう啓発に努める。	○ 応急給水体制の確立 ○ 配水池への緊急遮断弁の設置 ○ 非常用給水袋の常時備蓄 ○ 災害時応援協定の締結 ○ 広報誌による啓発

④ 下水道BCPの充実

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。	大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、町で策定した下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。	○ 施設の更新に伴う下水道BCPの見直し・更新

（６）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

① 指定避難所等の定期的な見直し

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。	多数の被災者の受け入れが可能となるよう、町において福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。	○ 指定避難所・避難場所の定期的な見直し

② 指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害に備え指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化が必要である	大規模災害に備え指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化を進める	○ 安全な避難所（避難場所）の災害機能強化を図る。

③ 指定避難所等の周知徹底

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
指定避難所等の周知徹底が必要である。	指定避難所等の周知徹底を行う。	○ 指定避難所の周知

④ 避難所運営体制の構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難	災害時に設置される避難所について、プライバシーの確保、要配慮	○ 避難所運営マニュアルの修正・更新

所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。	者への配慮や感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防及びペット同行等の多様な視点に配慮した芦北町避難所運営マニュアルを必要に応じ修正・更新を行う。 消防団のほか、自主防災組織等の住民組織、ボランティア、社会福祉協議会等と連携・協力し、マニュアルに基づく自主防災組織運営の避難所開設・運営訓練等を通じて、地域住民へ避難場所の運営管理に必要な知識等の普及に努める。	
--	--	--

⑤ 避難所等の保健衛生・健康対策

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。	災害時に設置される避難所について、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防などの多様な視点に配慮し避難所における災害時の健康管理や栄養管理、感染症予防、環境整備などの保健活動についてマニュアルを作成し、体制を整備する。	○ 災害時保健活動マニュアルの作成 ○ 災害時保健活動に用いる啓発資料等の作成 ○ 避難所における感染予防チェックリストの作成

⑥ 福祉避難所の円滑な運営

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を構築する必要がある。	福祉避難所の確保にあたっては、県の支援も得ながら早期の指定に努める。福祉避難所に指定した場合には、福祉避難所の役割や活用促進について町民への周知徹底に努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難についても実施を図る。	○ 福祉避難所の周知 ○ 避難行動要支援者名簿の配布

⑦ 熊本DCATの受け入れ体制構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や	避難所等において高齢者、障がい者等の要援護者を支援する福祉専	○ 被災により新たに発生する業務の洗い出しと整理

障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。	門職等で構成する熊本ＤＣＡＴの受入体制を整備するとともに、関係課内で避難行動要支援者等に関する情報共有を図る。	○ 福祉専門職チームに依頼する業務内容の検討 ○ 福祉専門職チームの受援窓口整備
---	---	---

⑧ 指定避難所以外の被災者の把握体制

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の被災者を想定した対策が必要である。	指定避難所以外の避難者の把握やあらたな避難場所を検討するとともに、避難者の健康維持に努める。	○ 指定避難所以外の避難者の把握

⑨ エコノミークラス症候群の予防

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。	避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための情報発信を進めるとともに、発災時には報道機関と連携した、早期からの有効な広報の展開を図る。	○ 災害時保健活動に用いる啓発資料等の作成

⑩ 災害時の活動拠点等の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。	大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。	○ 防災機能強化に向けた整備

（７）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期離脱

① 燃料等のエネルギー体制の構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	各種機関の救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の確保に努める。	○ 町内のガソリンスタンドとの協定締結

② エネルギー供給に向けた道路整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路寸断により物資輸送ルートが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。	大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。 大規模な災害時に地域が孤立化した場合に備え、代替輸送路や避難路として活用可能な町道、林道、農道の整備及び維持管理に努める。	○ 道路の計画的な整備 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ 代替輸送路や避難路の検討等 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新

3 行政機能の確保

（１）町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 業務継続可能な体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。	大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（ＢＣＰ）の高度化を図る。	○ 庁内のＢＣＰの高度化

② 発災直後の職員参集及び対応体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞等で、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。	職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、災害時において、迅速かつ的確な活動が行えるよう、研修や講習会を実施し、自発的行動力を強化して行く。また、職員防災行動マニュアルを作成し、非常時における応急対策活動マニュアルとして活用を図る。	○ 職員等の安否確認訓練 ○ 災害対応マニュアルの整備

③ 応援体制の整備・構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実働機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入等の体制を確保する必要がある。	大規模災害時等、実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。また、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。	○ 受援計画の策定 ○ 応援協定の締結

④ 職員の安全確保に関する意識啓発

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。	地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、研修や講習会を実施し、対応能力の向上を図る。	○ 災害時初動対応訓練等による職員の対応能力の向上

4 情報通信機能の確保

(1) 情報通信の麻痺・長期停止

① 防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。	大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。	○ 非常用電源の整備 ○ 災害時の電力や燃料供給に関する協定の締結

② 通信手段の機能強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、通信施設が被災し、県と国の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることか	大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通	○ 防災行政無線等の通信設備の耐震化 ○ 通信手段の多重化

ら、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。	信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。	
-------------------------------	---	--

③ 消防の通信基盤等の強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害に備えて消防の通信基盤等の強化が必要である。	消防の通信基盤等の強化を図る	○ 通信指令システムの耐震性の強化

（２）郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

① 郵便事業の継続に向けた道路整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、町内を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。	○ 道路の計画的な整備 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新 ○ 代替輸送路や避難路の検討等 ○ 無電柱化の推進

５．地域経済活動の維持

（１）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

① 商工団体等との連携

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。	大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。	○ 大規模災害時のマニュアルの作成 ○ 経営指導員のスキル向上のための取組

② 道路情報の迅速かつ正確な提供

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。	大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。	○ 道路の計画的な整備 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ 代替輸送路や避難路の検討等 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新 ○ 無電柱化の推進 ○ インターネットの整備

(2) 重要な産業施設等の損壊、火災、爆発等

① 特定事業者及び防災関係機関との連携等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害に伴うコンビナート火災や産業施設の損壊が、火災や煙の発生、有害物質等の流出をもたらし、周辺住民や経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確かつ迅速な対応を行う体制の確保が必要である。	産業施設の損壊等の災害が発生した際に的確かつ迅速な対応が可能となるよう、特定事業者及び防災関係機関と連携した総合的な防災訓練の実施や事業継続計画（BCP）の策定を促進する。	○ 特定事業者及び防災関係機関と連携した総合的な防災訓練

(3) 交通インフラネットワークの機能停止

① 交通ネットワークの確保に向けた道路整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。	大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。 大規模な災害時に地域が孤立した場合に備え、代替輸送路や避難路として活用可能な町道、林道、農道の整備及び維持管理に努める。	○ 道路の計画的な整備 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新 ○ 代替輸送路や避難路の検討等

(4) 食料等の安定供給の停滞

① 民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
物資供給の長期停止により、家庭や事業所、町における備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。	町内各事業所等との協定締結を促進し、調達先の多重化を行い、物資の確保に努める。また、円滑な物資の確保を図るため、災害時における財務処置の事務要領について整備する。	○ 民間企業等との食料供給に係る協定の締結

② 応援体制の整備・構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、県及び市町村の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。	県内市町村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を促進する。 大規模災害時、県外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。	○ 市町村相互応援協定の締結 ○ 受援計画の策定

③ 国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備が必要である。	国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備を検討する。	○ 物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備

④ 家庭や事業所における備蓄の促進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されるため、道路の混乱が収まり、流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資も到着するまでの間の必要物	大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄品の確保の重要性を出前講座や広報あしきた、ホームページ等で周知し、	○ 食料・飲料水等の備蓄の促進

資は、あらかじめ自力で確保できる目途をつけておく必要がある。	最低3日分の備蓄を促進する。	
--------------------------------	----------------	--

⑤ 災害時の活動拠点等の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。	大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。	○ 道の駅の防災機能強化に向けた整備

(5) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

① 農地・農業用施設の保全

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。	地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場や用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。	○ 農地、農業用施設災害の防止のため、農業用施設を整備するとともに農地の造成、整備を行う。

② 農業施設の耐候性等の強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時の農業施設の被災により、町内で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。	大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。 また、農業用ハウスの補強や防風ネットの設置を促進する。	○ 耐候性強化型ハウスの導入 ○ 農業ハウスの補強・防風ネット設置

③ 漁港の防災対策

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、漁港施設の被災に伴い水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、漁港施設の耐災性の強化を図る必要がある。	大規模災害時、漁港施設の耐災性の強化を図るため、関係者との協議を引き続き行い、町管理漁港の機能保全計画を進める。	○ 漁港施設の老朽化や更新を必要とする施設の増加に対応し、施設の延命化を図るための機能保全工事を検討する。

④ 共済加入の促進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。	大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。	○ 農業共済加入の促進 ○ 収入保険加入の促進 ○ 漁獲共済の加入促進及び経費助成 ○ 漁船保険の加入促進及び経費助成

6 ライフラインの確保及び早期復旧

(1) 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

① 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。	大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。	○ 電力事業者と平時からの連携強化 ○ 道路の計画的な整備 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ 代替輸送路や避難路の検討等

② 防災拠点等への再エネ設備等の導入

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。	大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。	○ 自立・分散型エネルギーの導入

③ 燃料等のエネルギー供給体制の構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害時の燃料等のエネルギー供給体制の構築が必要である。	燃料等のエネルギー供給体制の構築の整備	○ 燃料等のエネルギー供給体制の構築

(2) 上水道等の長期間における供給停止

① 水道施設の耐震化等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐震性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。	水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町における施設の中長期的な更新計画を策定し、水道施設の耐震化を促進する。	○ 水道施設の耐震化

② 応急給水体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。	災害により送水管、配水管等が被災し、給水ができなくなった場合を想定して配水池緊急遮断弁の設置及び水源地を拠点として応急給水を行う体制の確保を図る。	○ 配水池への緊急遮断弁の設置 ○ 応急給水体制の確立 ○ 災害時応援協定の締結

③ 生活用水の確保

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。	大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、町民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。町と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。	○ 非常用給水袋の常時備蓄 ○ 学校や住民（地下水所有者）との協定締結 ○ 広報紙による啓発

④ 上水道BCPの策定

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、	大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止す	○ 町及び関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取

住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。	るため、町及び関係事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けた取組みを支援する。	組みへの支援
--	---	--------

（３）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

① 下水道施設等の耐震等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。	大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設を強化するとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。また、被災しても速やかに復旧できる下水道とするため、重要施設の強化、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を行う。	○ 施設の機能診断の実施 ○ 最適整備構想の作成 ○ 処理施設の改築・更新

② 浄化槽の整備等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、老朽化した単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図る必要がある。	大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換促進を支援する。	○ 合併浄化槽の設置に対する補助金の交付

③ 下水道ＢＣＰの充実

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。	大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、町で策定した下水道事業継続計画（ＢＣＰ）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。	○ 施設の更新に伴う下水道ＢＣＰの見直し・更新

（４）地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

① 公共交通機関に係る情報体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。	運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。	○ 移動手段の多重化 ○ 公共交通機関の機能強化

② 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。	大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。 大規模な災害時に地域が孤立化した場合に備え、代替輸送路や避難路として活用可能な市道、林道、農道の整備及び維持管理に努める。	○ 道路の計画的な整備 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ 代替輸送路や避難路の検討等

７ 二次災害の防止

（１）住宅密集地での大規模火災の発生

① 火災の拡大防止

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模地震時、住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。	大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防署を通じ普及促進を図る。	○ 感電ブレーカーや防災物品、住宅用火災警報器等の普及

② 消防の災害対処能力の強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。	大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。	○ 消防人員の確保

③ 応援体制の整備・構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大災害時の応援体制の整備・構築が必要である。	大災害時の応援体制の整備・構築を図る。	○ 応援部隊の受入体制の整備

④ 消防団における人員、資機材の整備促進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。	地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。	○ 消防団の資機材の整備促進

(2) 沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

① 沿道建築物の耐震化、通行空間の確保

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等を進める必要がある。	大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について県と連携し、耐震診断、耐震改修等を進める。	○ 沿道建築物の耐震診断、設計・監理、耐震改修（建替え、除去も含む）

② 被災建築物等の迅速な把握

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。	地震で被災した建物が余震等による倒壊、部材の落下等の二次災害を引き起こすことを防止するため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を実施できるよう、人材を確保・育成する。	○ 判定実施計画及び判定支援計画の策定等

③ 交通安全施設の耐震化等

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。	大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を行う。	○ 交通安全施設の耐震性の強化

(3) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① 農業用ため池等の維持管理・更新

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。	ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。	○ ため池が決壊した場合の下流域の影響、被害予測、迅速な避難を行うための情報周知

② ダム・砂防施設の維持管理・更新

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時のダム・砂防施設の損壊等による二次災害により、下流域で人的被害が拡大するおそれがあるため、ダム等の安全性の確保が必要である。	大規模災害時のダム・砂防施設の損壊等による二次災害を防止するため、長寿命化計画を策定し、より効果的・効率的なダム等の維持管理及び設備の更新等を推進する。	○ 急傾斜地への擁壁等設置（県事業）との連携 ○ 砂防ダム等設置事業（県事業）との連携 ○ 土砂災害特別警戒区域等からの移転事業（県事業）との連携

③ 道路防災施設の維持管理・更新

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。	大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。	○ 道路の計画的な整備 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理

（４）有害物質の大規模拡散・流出

① 有害物質（アスベスト等）対策

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
小規模な民間建築物においては、吹き付けアスベストが使用されたままになっている可能性がある。また、災害時における建築物倒壊などによるアスベストの飛散は、健康被害への影響が懸念される。	吹き付けアスベストの使用状況の把握と除去などを国の補助制度などを利用し支援する。	○ 調査及び除去に係る補助要綱の整備

（５）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 農業生産基盤の整備及び保全管理

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
耕作放棄地の増加などにより、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。	農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持する。 耕作放棄地や遊休農地は、中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度などを活用し、集落機能の維持と併せ農地の保全を図っていく。また、平坦部においては、担い手への農地集積を図り、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。	○ 県及び町の耕作放棄地解消事業を積極的に推進し、遊休農地の減少を図る。 ○ 中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の周知及び参加の促進

② 鳥獣被害対策の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。	鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、鳥獣害防止総合対策事業の活用や地域懇談会、研修会等を開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに取り組んでいくと共に、森林環境保全整備事業を活用し、森林被害対策についても取り組んでいく。	○ 有害鳥獣の緊急捕獲の促進 ○ 猟友会への箱わな、くくりわなの貸与 ○ 猟友会を対象とした捕獲研修会の開催 ○ イノシシ等の捕獲に対する補助 ○ 猟友会の被害防止活動に対する補助 ○ 罟購入、防護柵設置への補助 ○ 免許取得に対する補助 ○ 鳥獣対策に係る研修会の開催 ○ 森林被害対策の促進

③ 適切な森林整備の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。	台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、人工林の主伐による林齢構成の平準化、公益的機能を維持するために長伐期施業や育成複層林施業の実施、天然生林の的確な保全・管理を推進する。	○ 芦北地域林業研究グループへの定額補助 ○ 森林組合の社会保険等法定経費の一部助成 ○ 高性能林業機械導入の一部助成 ○ 公益的機能を十分発揮させるための間伐費用の一部助成 ○ 伐採跡地を適切に造林し、持続可能な森林整備を図るための費用の一部助成 ○ 間伐材流通経費等の一部助成 ○ 森林経営計画作成促進

④ 山地・土砂災害対策の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等	大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとと	○ 山地災害の防止のため治山施設を整備するとともに、防災林の造成、整備を行う。

の指定など、山地・土砂災害対策を進める必要がある。	もに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、県と連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。	
---------------------------	---	--

⑤ 中山間地域の振興

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。	多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。	○ 豊かな資源を活用した地域づくりの支援 ○ 定住、所得の向上や雇用増大を図る地域の支援

（６）風評被害等による地域経済等への甚大な影響

① 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。	大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。 町内観光事業者等と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々な広報媒体を通じた迅速な情報発信を行う。	○ 正確な情報収集や迅速な情報発信の実施

８ 迅速な復旧・復興

（１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 町災害廃棄物処理計画の策定

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時において、適正な災害廃棄物の処理ができるよう、平時から処理体制の確立を図る必要がある。	災害廃棄物処理体制の整備にあたっては、「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考とする。 災害時の迅速な廃棄物の処理	○ 芦北町災害廃棄物処理計画の策定

	を行うため、あらかじめ知事に対して、災害時に設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設及び委託する事業者について協議し、同意を得ておく。 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Netや地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。	
--	--	--

② 仮置場の選定

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時において、適正な災害廃棄物の処理ができるよう、事前に仮置場を選定しておく必要がある。	迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、関係各課との協議、協力により、災害廃棄物の一時保管場所を確保する。	○ 仮置場の選定及び更新

③ 関係団体等との連携

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時において、適正な災害廃棄物の処理ができるよう、事前に関係団体との連携を調整しておく必要がある。	災害廃棄物処理にあたっては、中間処理施設及び収集車両、その他の資機材を有する民間業者とあらかじめ協定を締結する。 「災害廃棄物の量」が処理能力を上回ると想定して、一時保管場所の確保及び移動式破碎装置の確保等を含め、搬出・処理に関する広域的応援体制を整備しておくものとする。	○ 応援受入体制の構築 【（一社）熊本県産業資源循環協会と協定締結済】

（２）復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 建設業における復旧・復興の担い手確保・育成

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設業の人材確保・育成を進める必要がある。	大規模災害時における復旧・復興を担う建設業の人材確保・育成のため、建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設業の魅力発信等を行うとともに、就労環境の整備や資格取得の支援を進める。	○ 求人、求職情報の共有 ○ 建設業の魅力発信 ○ 資格取得の支援

② 建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足や連携体制不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。	大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。	○ 平時からの建設関係団体との連携体制の構築 ○ 災害訓練の実施

③ 学校における人材の育成

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。	大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。	○ 情報収集、保護者連絡、住民協力依頼、避難誘導等対応要員等の指定による人材育成

④ 災害ボランティアとの連携

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。	大規模災害時、町とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に受援計画を策定し、平常時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える	○ 社会福祉協議会が作成した災害ボランティアセンターマニュアルに基づき災害時訓練の研修を、社会福祉協議会と連携して行う。

	関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、その結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行う。	
--	--	--

⑤ 罹災証明書の速やかな発行

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。	被災者の生活の迅速な復旧を図るため、建物被害認定調査及び罹災証明書交付等の災害対応業務を円滑に遂行できる職員の育成を推進する。	○ 住家被害認定調査研修会の参加

⑥ 被災建築物等の迅速な把握

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。	大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、町、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。	○ 応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成

(3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

① 罹災証明書の速やかな発行

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書等の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書等の発行体制を確保する必要がある。	被災者の生活の迅速な復旧を図るため、建物被害認定調査及び罹災証明書交付等の災害対応業務を円滑に遂行できる職員の育成を推進する。	○ 住家被害認定調査研修会の参加

② 応急仮設住宅の迅速な提供

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家	大規模災害等で住宅を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対し、町営住宅への	○ 応急仮設住宅の候補地の選定

を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。	一時入居や応急仮設住宅の設置などにより、応急的な住宅の提供を図る。	
---	-----------------------------------	--

③ 地籍調査の実施

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る必要がある。 既に地籍調査は完了しているが、旧田浦町における地籍成果の精度を高めるための再調査に向けた取組が必要である。	大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。 熊本県国土調査推進協議会に加入し、再調査に向けて情報収集を行い、事業採択の推進を図る。	○ 土地境界等を明確にしておくことで、災害後の被災者の生活再建が迅速に進むように、地籍調査を促進する。（旧田浦町地区の地籍再調査）

④ 災害ボランティアとの連携

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。	大規模災害時、町とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。	○ 社会福祉協議会が作成した災害ボランティアセンターマニュアルに基づき災害時訓練の研修を、社会福祉協議会と連携して行う。

⑤ 相談体制の整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、町民からの各種相談に対応する必要がある。	町は、本庁、支所及び避難所等に相談窓口を設置し、町民の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うための体制を整備する。	○ 福祉課に福祉相談窓口を設置し、相談体制の整備 ○ 災害により保育所入所等の保育サービスが必要となった世帯等からの相談対応と相談体制の整備

⑥ 商工団体等との連携

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。	大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。	○ 大規模災害時のマニュアルの作成 ○ 経営指導員のスキル向上のための取組

(4) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域における共助の推進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。	大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携強化や行政区等の活動の強化、地域防災リーダーの育成等の充実を図る。	○ 民生委員・児童委員の地域見守り

② 自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、町民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。	自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。	○ 自主防災組織への支援

③ 地域と学校の連携

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱	大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、「地	○ 防災計画、要配慮者利用施設に係る避難確保計画の策定。

するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。	域と学校の連携・協同」の体制を推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。	○ 保護者・住民協力対応要員の配置。 ○ 地域住民と協力連携した避難訓練の実施。
--	--	---

④ 地域コミュニティの維持

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。	災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。	○ 被災者の見守り体制の構築 ○ 芦北町見守りネットワークの推進 ○ 熊本見守り応援隊への支援 ○ 水俣・芦北地域見守り活動の継続 ○ 配食時見守りの継続

⑤ 消防団における人員、資機材の整備促進

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
消防本部は人員が限られ、複数箇所と同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。	地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。	○ 消防団の確保及び資機材の整備促進

⑥ 応援体制の整備・構築

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大災害時の応援体制の整備・構築が必要である。	大災害時の応援体制の整備の構築を図る。	○ 受援体制の強化

(5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 迅速な復旧・復興に向けた道路整備

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、幹線道路ネットワークの充実・強化、町内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。	町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。	○ 道路の計画的な整備 ○ 橋梁等の耐震化、維持管理 ○ トンネル等道路構造物の維持管理・更新 ○ 代替輸送路や避難路の検討 ○ 林道・農道・広域農道の補修・修繕を行うことで、適正な維持管理を図る。 ○ 林道橋梁の個別計画に基づき長寿命化を図る。 ○ 災害時の迂回路としても効果の期待できる林道の整備、開設を行う。 ○ 災害時の避難路としても効果の期待できる農道の整備、開設を行う。

② 災害時の交通安全対策

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、交通安全の徹底が必要である。	大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えとともに、交通安全教育の推進を図る。	○ 道路交通情報の把握や提供体制の整備

（５）広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 浸水対策、流域減災対策

脆弱性の評価	推進方針	主な取組
大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。	大規模な浸水被害を防止するため、海岸・河川堤防等の施設整備など、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。	○ 町・県管理河川の河道改修・掘削 ○ 海岸施設の高潮及び老朽化対策 ○ 河川施設（水門、排水機場、護岸等）の老朽化対策

第5章 地域計画の推進方針

1 推進方針

- (1) 国・県、関係機関と緊密な連携を図るとともに、長期間を要するものについては、中期計画を作成し着実な進展を図る。
また、一つの施策で複数効果が期待できる施策や、ソフト面の対策等で速やかに着手できる事項については、速やかな着手を目指す。
- (2) 本計画に基づき、国土強靱化の観点から各種計画を見直し、それぞれの分野において、国土強靱化を推進する。
- (3) 町民や民間企業等に対しても、本計画に基づき、周知、啓発、援助等を行い、官民連携して芦北町の強靱化を推進する。

2 計画の推進

- (1) 推進体制
本計画には、相互に関連のある施策や複数の部署が関連する施策があるとともに、国、県、民間事業者等と連携して推進すべき施策がある。このため、計画の推進にあたっては、各施策の主管部署を軸として、国、県、民間事業者等との連携を図りつつ、全庁的に取り組む。
- (2) 計画の推進のための取組（事業等）
本計画の推進のための具体的取組（事業等）については、別冊「芦北町国土強靱化地域計画推進のため取組」に示す。
- (3) 進捗管理
計画の進捗を客観的に把握するため、可能な限り別冊の重要業績指標（K P I）等を用いて進捗を把握するものとする。
計画の進捗は、毎年度実施し、問題点・課題等を明らかにして対応していくものとする。
- (4) 計画の見直し
本計画は、総合計画の見直し・策定にあわせて見直すとともに、状況変化等に応じて適宜見直すものとする。